

Kodak Gray Scale
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



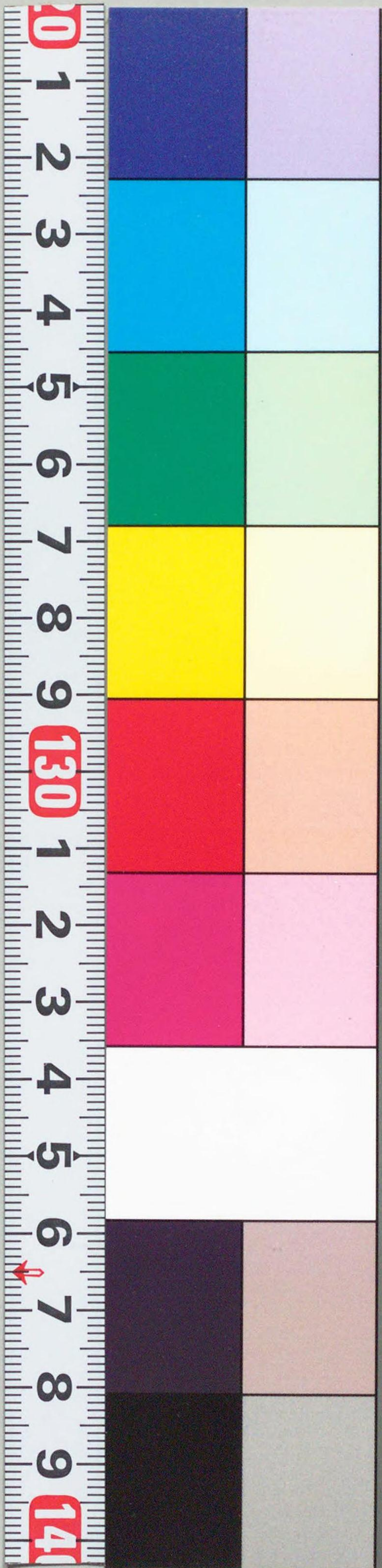
© Kodak, 2007 TM: Kodak

inches
1 2 3 4 5 6 7
cm
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



資料第十九号
(通番第二百二十九号)

昭和三十二年六月

BZ-7-22



1201000390112

第二十六回国
院 参議院

文教委員会審議要録

参議院文教委員会調査室

目

次

一、	文教委員会関係法律案審議經過表	一
二、	文教委員会審議經過日程	三
三、	成立した法律の概要	一三
(一)	就学困難な児童のための教科用圖書の給与に対する 国の補助に関する法律の一部を改正する法律	一三
(二)	国立学校設置法の一部を改正する法律	一三
(三)	学校給食法の一部を改正する法律	一四
(四)	理科教育振興法の一部を改正する法律	一六
(五)	私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律	一七
(六)	社会教育法の一部を改正する法律	一九
(七)	公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律	二〇
(八)	私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律	二一
(九)	学校教育法の一部を改正する法律	二四



I 種
W



1201000390112

(一)	市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律	二四
(二)	農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の 教員に対する産業教育手当の支給に関する法律	二六
(三)	国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律	二七
(四)	盲学校、聾 ^{ろう} 学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における 学校給食に関する法律	二九
(五)	公立学校の学校医の公 ^こ 災 ^{さい} 災害補償に関する法律	二九
(六)	教育職員免許法施行法の一部を改正する法律	三〇
四	文教委員会で調査した主な案件	三三
(一)	委員会審議案件	三三
(二)	委員派遣並びに現地視察	四三
五	文教委員会付託の請願	五二
六	文教委員会活動状況集計	五五

一、 文教委員会関係法律案審議経過表

文部委員会関係法律案審議経過表

一、文教関係法律案審議経過表

番号	件名	提出者	提出	参議院	衆議院	法律番号	施行	備考
20	公立の盲学校及び聾学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案	安部清美君 外三名	五一六 五一六		五予 五二七			
21	盲学校種学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案	安部清美君 外三名	五一六 五一六		五予 五二七			
22	ハキ地教育振興法の一部を改正する法律案	松澤清介君 外三名	五一六 五一六		五予 五二七			

第二十四回国会から衆議院文教委員会で継続審査になつてゐる法律案

●	国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の供養補償に関する法律案	山崎始男君 外六名	(三三)年 二二八 (三三)年 二二九		(三三)年 二二八	継続審査		二十四国会提出 衆議院審査
---	-----------------------------------	--------------	------------------------------	--	--------------	------	--	------------------

社会労働委員会付託の法律案

●	旅館業法の一部を改正する法律案	内閣	四五 四五	四二 四二	四二 四二	四二 四二	四二 四二	三三 三三	社会労働委員会付託
---	-----------------	----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------



二、文教委員會審議經過日程

三 文教委員会審議経過日程

回数	月 日	議 題
一	昭和三十一年 二月二〇日	○ 調査承認要求の件
二	昭和三十一年 二月五日	○ 委員派遣承認要求 ○ 派遣委員の報告
三	二月七日	○ 昭和三十一年度文教予算に関する件 ○ 当面の文教政策に関する件
四	二月二十日	○ 昭和三十一年度文教予算に関する件 ○ 鹿児島県川内市隈之城小学校天井落下事件に関する件 ○ 高崎市立経済大学設置に関する件 ○ 当面の文教政策に関する件
五	二月二十二日	○ 昭和三十一年度文教予算に関する件
六	二月二十六日	○ 派遣委員の報告

回数	月日	議題
七	二月二十八日	<p>○南極地域観測船宗谷に関する件</p> <p>○鳩森小学校に関する参考人の件</p> <p>○理科教育振興法の一部を改正する法律案</p> <p>○私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案</p> <p>○当面の文教政策に関する件</p> <p>○昭和三十一年度文教予算に関する件</p> <p>○教育環境の浄化に関する件</p> <p>参考人</p> <p>読売新聞社編集局次長 高木 健夫</p> <p>評論家 神崎 清</p> <p>鳩森小学校校長 吉川 芳次</p> <p>鳩森小学校PTA会長 北川 忠一</p>
八	三月五日	

回数	月日	議題
九	三月七日	<p>○教育環境の浄化に関する件</p> <p>○理科教育振興法の一部を改正する法律案</p> <p>○理科教育振興法の一部を改正する法律案</p> <p>○日教組の一斉早退に関する件</p> <p>○学校の環境維持に関する件</p> <p>○教育テレビジョンに関する件</p>
十	三月十一日	<p>東京都旅館組合連合会副会長 牧野 麟祥</p> <p>渋谷区教育長 幸田 勝</p> <p>東京都渋谷保健所長 田島 助太郎</p> <p>渋谷区建築課長 小山 秀吉</p> <p>東京都教育長 本島 寛</p> <p>東京都建設局長 藤本 勝満露</p> <p>東京都建築局指導部長 大河原 春雄</p>
十一	三月十四日	

回数	月日	議題
十一	三月十四日	<ul style="list-style-type: none"> ○理科教育振興法の一部を改正する法律案 ○私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案 ○テレビジョン教育放送に関する件
十二	三月十九日	<ul style="list-style-type: none"> ○私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案 ○学校の環境維持に関する件 ○私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案
十三	三月二十六日	<ul style="list-style-type: none"> ○就学困難な児童のための教科用図書への給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案 ○国立学校設置法の一部を改正する法律案 ○学校給食法の一部を改正する法律案
十四	三月二十八日	<ul style="list-style-type: none"> ○国立学校設置法の一部を改正する法律案 ○就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案
十五	三月二十九日	<ul style="list-style-type: none"> ○就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案

十六	四月二日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食法の一部を改正する法律案 ○中学生に対する国鉄運賃割引に関する件 ○盲・ろう学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する件 ○公立の盲・ろう学校の幼稚部及び高等部の整備に関する件 ○盲・ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する件 ○公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する件 ○高等学校の定時制教育及び通信教育の振興に関する件 ○へき地教育の振興に関する件 ○茨城県における焚書事件に関する件 ○米国上院の都留教授喚問に関する件
十七	四月四日	<ul style="list-style-type: none"> ○盲・ろう学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する件

回数	月日	議 題
十七	四月四日	<ul style="list-style-type: none"> ○公立の盲・ろう学校の幼稚部及び高等部の整備に関する件 ○盲・ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する件 ○公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育振興に関する件 ○へき地教育の振興に関する件
十八	四月九日	<ul style="list-style-type: none"> ○愛媛県の勤務評定に伴う懲戒処分についての証人出頭要求の件 ○米国上院の都留教授喚問に関する件 ○愛媛県における勤務評定に伴う懲戒処分に関する件 ○茨城県における焚書事件に関する件 ○羽田飛行場周辺の学校における騒音防止に関する件 ○茨城県における焚書事件に関する件 ○内閣委員会との連合審査の件
十九	四月十一日	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県における焚書事件に関する件 ○羽田飛行場周辺の学校における騒音防止に関する件 ○茨城県における焚書事件に関する件
二十	四月十六日	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣委員会との連合審査の件

二十一	四月十八日	<ul style="list-style-type: none"> ○愛媛県における勤務評定に伴う小中学校校長の懲戒処分に関する件 証人 愛媛県教育委員会委員長 竹葉 秀雄 愛媛県教育委員会教育長 大西 忠 愛媛県同桑郡三芳町教育委員会教育長 芥川 準一郎 愛媛県同桑郡小松中学校長 渡部 薫
二十二	四月二十二日	<ul style="list-style-type: none"> ○大分県及び佐賀県における教職員の人事行政に関する件 ○羽田飛行場周辺の学校における騒音防止に関する件 ○茨城県における焚書事件に関する件 ○大分県及び佐賀県における教職員の人事行政に関する件 ○社会教育法の一部を改正する法律案
二十三	四月二十五日	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育法の一部を改正する法律案 ○愛媛県における勤務評定に伴う小中学校校長の懲戒処分に関する件
二十四	四月二十六日	<ul style="list-style-type: none"> ○愛媛県における勤務評定に伴う小中学校校長の懲戒処分に関する件

回数	月日	議題
二五	五月六日	<ul style="list-style-type: none"> ○大分県及び佐賀県における教職員の人事行政に関する件 ○学校教育法の一部を改正する法律案 ○市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律案
二六	五月七日	<ul style="list-style-type: none"> ○大分県及び佐賀県における教職員の人事行政に関する件 ○国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案 ○市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律案 ○学校教育法の一部を改正する法律案
二七	五月十三日	<ul style="list-style-type: none"> ○盲・ろう、学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する件 ○本邦に帰還した後教育職員となった者の退職手当に関する件 ○中学生に対する国鉄運賃に関する件 ○教科書検定に関する件 ○学校教育法の一部を改正する法律案
二八	五月十四日	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律案 ○国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案 ○公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案 ○教科書検定に関する件 ○公立学校の学校医の公務災害補償に関する件 ○児童生徒の災害補償に関する件 ○教科書検定に関する件 ○学生健康保険制度に関する件
二九	五月十五日	<ul style="list-style-type: none"> ○公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案 ○私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案
三〇	五月十六日	<ul style="list-style-type: none"> ○私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案
一	四月二十五日	<p>内閣・地方行政・文教委員会連合審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

三、成立した法律の概要

三 成立した法律の概要

(一) 就学困難な児童のための教科用図書^の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律

(1) 要旨

この法律の本来の趣旨たる義務教育の円滑な実施に資することを徹底させるため、今回の改正によって、教科用図書の給与対象の範囲を小学校の児童のみに限定せず、中学校の生徒にまで拡大することの措置を行ったものである。

(2) 費用

昭和三十二年^度予算として、小中学校合せて一億九千余万円が計上されている。

(3) 施行期日

昭和三十二年四月一日

(二) 国立学校設置法の一部を改正する法律

(1) 要旨

東京水産大学及び商船大学の位置を東京都に移し、商船大学の名称を東京商船大学と改称する。

東京大学の附置研究所として、共同利用の物性研究所を設置する。

(2) 費用

昭和三十一年度予算として、物性研究所予算七千三百四十七万円が計上されている。

(3) 施行期日

昭和三十一年四月一日

(4) 要望点

水産大学、商船大学の施設設備の充実。

物性研究所の年次計画の完成、運営を適正にすること。

新制大学にも研究所を設置すること。

(三) 学校給食法の一部を改正する法律

(1) 要旨

現行法で、学校給食費の負担が困難な小学校児童の保護者に対し、国が、予算の範囲内で所要の経費の二分の一を補助する制度が設けられている。

本法は、この制度の対象を中学校の生徒にも拡大するものである。

(2) 費用

昭和三十一年度予算約五六〇万円が計上されている。

(3) 施行期日

昭和三十一年四月一日

(4) 附帯決議

本委員会は、学校給食法の一部を改正する法律案を可決するに際し、左の附帯決議を附し、政府に対して、その速かな実施を要望する。

一、学校給食の趣旨を達成し、その速かな普及を図るため、十分に適切な予算措置を講ずること。

一、学校給食の重要性にかんがみ、義務教育諸学校に、栄養士を置くよう所要の措

置を講ずるとともに、学校給食に従事する職員の身分の確立と、その給与費国庫補助の方途を講ずること。

(四) 理科教育振興法の一部を改正する法律

(1) 要旨

私立学校の理科教育設備に対しても国の補助を行うようにする改正である。

(2) 費用

昭和三十一年度一千万円が計上されている。(公立学校分を含めた予算は三億八千四百十五万円である。)

(3) 施行期日

昭和三十一年四月一日

(4) 附帯決議

政府は次の事項の実施に努めるべきである。

一、理科教育振興のための設備基準を可及的速やかに高めるべく、省令を改めるとともに、設備充実の経費について、強力な予算措置を講ずること。

二、理科教育における実験、実習に従事する助手の定数を確保するとともに、その待遇を改善するため速やかに適切な措置を講ずること。

三、理科教育振興のための、教員の養成計画を樹立し、特に現職教員の再教育に意を注ぐこと。

(五) 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律

(1) 要旨

私立大学の基礎的な研究設備の整備に対する国の補助に関する制度を確立することとが本法の趣旨であって、その内容の眼目は次の通りである。

(イ) 私立大学を設置する学校法人に対し、国は予算の範囲内で、その学校法人の設置する学校が行う学術の基礎的研究に必要な設備の購入費の二分の一以内を補助すること。

(ロ) 補助に関する配分の方針または交付の決定を適正に行うために、私立大学研究設備審議会を設け、その意見をきくこと。

(2) 修正点

(2) 修正点

参議院において、第二条中の「通常」の二字を削除した。

その理由は、第二条中の「基礎的研究に通常必要な機軸、器具、標本、圖書云々」とある辞句において、通常の意味が明白を欠き、寧ろ不要と考えられたからである。

(3) 費用

昭和三十二年度予算として八千八百万円が計上されている。

(4) 施行期日

昭和三十二年四月一日

(5) 要望点

本法案は積極性にとぼしい施設に対する補助もすべきである。

審議会の運営如何は本法の運命を左右する。

(6) 附帯決議

私立大学の研究助成について、政府は次の諸点に留意し私立大学の充実を図るよう有効適切な措置を講ずべきである。

- 一、本法においては、基礎的研究に用いる設備を対象としているが、補助対象の範囲の拡大、補助予算の増額等については更に検討の上適切な措置を講ずること。
- 二、本法に規定する研究設備に対する国の補助金は、私立大学理科特別助成金、私立学校振興会法に基づき貸付金の制度等をも含めて総合的に考究し、配分の適正効率化を期すること。
- 三、私立大学研究設備審議会の委員の選定については、私立大学並びに日本学会議の意向を反映するよう選定の公正を期すること。

(六) 社会教育法の一部を改正する法律

(1) 要旨

従来、社会教育関係団体は、その活動の自主性を尊重するために、社会教育法第十三条によって、国及び地方公共団体はこれに対し補助金を支出してはならないものと定められていたが、本法律は、社会教育関係団体のうちで、運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする団体に対して、当分の間、国はその事業遂行に必要な経費について助成できる道を開いたのである。

(二) 費用

昭和三十一年度予算 壹千万円

(3) 施行期日

公布の日

(4) 附帯決議

国民の体位向上と国際親善を図るため、政府は次の事項に關し、特段の措置を講じ、その実現を期すべきである。

一、体育行政機構を整備充実すること。

一、国民体育大会の地方持廻り制を維持すること。

一、第三回アジア競技大会の成果を充分に高めるよう必要な措置を講ずること。

一、国際オリンピック大会を東京に招致すること。

(七) 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律

(1) 要旨

国、地方公共団体、日本住宅公団等が行う集団的な住宅の建設に伴い生ずる不正常授業の解消をいっそう促進するため、国が補助を行うことができる建築の坪数の

算定の基準日（五月一日）について特例を設けた法律である。

(2) 費用

昭和三十一年度予算 約五千万円

(3) 施行期日

公布の日

(4) 附帯決議

政府は、義務教育の重要性と地方財政の実情とにかんがみ、速かに次の措置を講ずべきである。

(一) 公立義務教育諸学校の整備に必要な経費の二分の一を国の負担とするよう關係法を整理し、もって義務教育費国庫負担法の趣旨を完全に実現すること。

(二) 公立義務教育諸学校における校地の購入に要する経費を国庫補助又は起債の対象とすること。

(八) 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律

(1) 要旨

私立学校教職員共済組合の財政の実態にかんがみ、その健全化を図るため、第一に組合員の資格を明確にし、第二には組合員の標準給与の引上げを行うと同時に、従来の給与についての随時決定方式を定時決定方式に改めたことが大きな改正点である。

又運営審議会の委員定数の増員等も規定しているが、健康法の改正に伴う国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案が継続審査となつたため同改正案に伴う改正案項は当分の間事実上実施できないこととなつた。この点は政府側の運営上大した支障はないという委員会答弁があつたため、委員会は無修正で可決したという経過になつてゐる。

尚、衆議院では、附則における施行期日において所要の事務的修正を行い参議院に送附していることも附記したい。

(2) 費用

別にこれを要しない。

(3) 施行期日

改正條項のうち一部は昭和三十二年六月一日より、他は同日から起算して二箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとなつてゐる。

(4) 要 望 点

(イ) 赤字克服の手段として標準報酬の引上げによる増収、或は継続給付の資格制限、或いは患者の一部負担による増収等を期待することは望ましいやり方ではない。寧ろ政府管掌健保同様に国庫補助の途を開くことや事務費の全額国庫負担こそ実現されねばならない。

(ロ) 社会保障制度の一環として本制度が更に前進するよう、給付内容の向上、福利施設の充実、運営審議会の運営の適正化が期せられねばならない。

(5) 附帯決議

我が国の学校教育における私立学校の重要性と、その私立学校教職員の福祉厚生事業を行つてゐる共済組合の財政状況にかんがみ、政府管掌健康保険における国庫補助等と同様な趣旨において、私立学校教職員共済組合の短期給付及び福祉事業に對して、政府は速かに国庫補助の途を講ずべきである。

(九) 学校教育法の一部を改正する法律

(1) 要旨

養護学校における就学義務に関する部分の規定が施行されるまでの間、精神薄弱、身体不自由、その他心身に故障のある子女を小学校又は中学校に就学させる義務を負う保護者が、その子女を養護学校の小学部又は中学部に就学させているときは、その保護者は、就学義務を履行しているものと見なす旨の規定を、第百二条の二として新たに設けたものである。

(2) 費用

別に要しない

(3) 施行期日

公布の日

(五) 市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律

(1) 要旨

市町村立の養護学校の教職員について、その身分取扱、退職年金等の基礎となる在取期間の通算等に関し、市町村立の盲学校又は聾学校の教職員と同様の措置を講ずるため、第一条を改正するとともに、所要の経過規定を設ける等の措置を行ったものである。

なお衆議院における修正によって、これらの学校に勤務する事務職員の間外勤務手当を都道府県の負担と規定し、その実支出額の二分の一を国の負担とすることとなった。

(2) 費用

別に要しない

(3) 施行期日

公布の日

(4) 附帯決議

市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律案を可決するに際し、本委員会は、政府に対し次の通り要望する。

盲学校、聾学校及び養護学校において特殊教育に携わる資母については、その勤

務の特殊性に鑑み、これに対し時間外勤務手当等を支給すること及びその経費の地方負担を義務教育費国庫負担法の対象とすることについて、速かに適切な措置を講ずること。

(二) 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律

(1) 要旨

産業教育振興法に基き農業及び水産関係の教員の待遇について特別措置を講じた。農業又は水産課程を置く国立の高等学校の教員で農業、水産若しくはこの実習の教諭及び助教諭の免許状を有する者が実習を伴う農業又は水産に関する科目を主として担任する場合に、その者に対し俸級日額の百分の十以内の産業教育手当を支給し、公立の高等学校の教員については国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準として定めるよう規定した。

(2) 費用

二十万円（国立学校教員九名分）

（公立学校教員七千九百名に要する費用一億六千五百万円は地方財政計画に算入済である。

(3) 施行期日

公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用

(4) 附帯決議

政府は、産業教育振興法第三条の三の趣旨に則り、産業教育に従事する教員並びに実習助手に対しては、その教科の如何を問わず、同一の取扱がなされるよう措置すべきである。

(三) 国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律

(1) 要旨

国立または公立の学校（大学を除く）の校長及び教員が結核性疾患のために長期の休養を要する場合、その休職の期間については、教育公務員特例法第十四条により満三年まで延長でき、給与の全額が支給されることになっている。

本法は、国立及び公立の学校（大学を除き）の事務職員が結核性疾患にて長期の休養をする場合教育公務員特例法の規定を準用し教員と同様に満三年までは給与の全額を支給できるようにするものである。

(2) 費用

本法の施行に伴い直ちに費用を要しない。

(3) 施行期日

公布の日

(4) 要 望 点

現行事務職員の配置状況はきわめて不十分である。すみやかに事務職員の配置状況の改善をはかること。

又現在相等数の市町村費負担、あるいはP.T.A負担等の事務職員があるが、これらについては、すみやかに県費負担に切りかえるように、政府において格段の措置を早急にすること。

(三) 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律

(1) 要 旨

盲学校、聾学校及び養護学校における教育の特殊性にかんがみ、これらの学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼児及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与する目的を以て、ほぼ現行の学校給食法に則り、所要の規定を設けたものであって、参議院文教委員会の提案にかかる。本法によれば、小麦粉百グラムにつき一円と脱脂粉乳の関税とか国の負担とされており、その部分が保護者負担の給食費から軽減されることとなる。

(2) 費用

総額 二百万円

(3) 施行期日

公布の日

(四) 公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律

(1) 要 旨

国家公務員災害補償に準じて、市町村立義務教育諸学校の学校医の補償は県費負担として、その左を国家が負担することとする。

(2) 費用

一人の学校医が公務上死亡するものとすれば、その所要額は、約五十万円、

(3) 施行期日

公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日

(4) 要望点

公務上災害の認定を厳格にすること

(5) 政府の意見

内容に問題もあり予算措置もなされていないので、にわかには賛成しがたい。

(五) 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

(1) 要旨

旧陸海軍関係諸学校の卒業者で、現に一年以上教職に在る者について、これを高

等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者は大学予科を修了した者と同様にみなす旨の規定を設けて、教員免許状を取得する途を開くことを目的とするものである。

(2) 費用

別に要しない

(3) 施行期日

公布の日

四、文教委員会で調査した主な案件

四、委員会で調査した主な案件

(一) 委員会審議案件

(1) 鹿児島県川内市隅之城小学校天井落下事件に関する件

本年二月十一日に隅之城小学校校舎の二階の一部が、四十八人の児童の学芸会の練習中に床のはりが折れて落ち、相当数の児童が被害を負った事件につき実状を政府より聴取し質疑を行った。

委員会 二月二十一日

(2) 高崎市立経済大学設置に関する件

高崎市立短期大学の四年制大学への昇格に関連し、将来の国立移管、教官の人争問題にからんでの紛争等につき実状を政府より聴取し質疑を行った。

委員会 二月二十一日、二十二日

(3) 教育環境浄化に関する件

東京都澁谷区千駄ヶ谷の鳩森小学校周辺に温泉旅館が急速に乱立し、これが不健全な営業を行い、教育に悪影響を及ぼしたため、現地調査を行い関係者を参考人として招致して意見を聞き、委員会として、教育環境浄化の立法につき各会派で協議したが最後には政府提出の「旅館業法の一部改正法案」に対策内容が盛りられることになってその成立を見た。

委員会 二月二十二日、二十八日、三月五日、七日、十四日、二十六日

(参考人氏名は審議経過日程に記載)

(4) 国際地球観測年事業の予算に関する件

国際地球観測年事業の予算と、南極地域観測船「宗谷」が南極にて密群氷に遭遇し前進不可能になったことにつき、実状並に処置につき説明聴取質疑を行った。

委員会 二月二十八日

(5) 日教組の一斉早退に関する件

日教組の一斉早退につき質疑をした。なお、佐賀県の財政再建整備に伴う教員の定員削減に対し教員が一斉賜暇を行った件についても質疑を行った。

委員会 三月十一日

(6) 教育テレビジョンに関する件

電波監理審議会に諮問された、テレビジョン放送のチャンネル、フランに関連し、教育テレビジョンについて質疑を行った。

なお、委員会として次の決議をした。

テレビジョン放送の教育的効果は、学校教育のみならず、現在わが国において最も必要とする青少年教育ないしは社会教育の充実のためにも、中央と地方、都市と農山漁村を通じた教育の機会均等を図る上にも、極めて大きいことは言うまでもない。

政府は、教育放送の重要性に鑑み、今回のテレビジョン放送用周波数の割当に

際しては、新たに教育放送のための周波数を確保するとともに、その放送を公共性のある放送機関に実施させる等有効適切な措置を講ずべきである。

右要望する

委員会二月二十二日、三月十四日、十五日

の 中学生に対する国鉄運賃に関する件

義務教育である中学校の生徒に対する割引運賃を小学校児童と同様な率にする国鉄運送規則の改正について政府及び国鉄に対して質疑を行った。

なお、委員会として次の決議をした。

現在、中学校の生徒は、その年齢が十二才以上であるから、国鉄の運送規則によつて、大人旅客として取扱われているが、政府は、右の国鉄運送規則を改正して、義務教育諸学校の児童、生徒が同一の運賃で旅行し得るよう速やかに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

委員会四月二日、五月十三日

(8) 茨城県における焚書事件に関する件

茨城県の北富田小学校の校長が勤務成績がよくなく進歩的な研究と行動をしていふという理由により、同校の石沢助教諭に将来についての誓約書を書かせ、蔵書の焼却をさせたことについて人権問題として政府より実状を聴取し質疑を行った。

委員会四月四日、十一日、十六日、二十五日

(9) 米国上院の都留教授喚問に関する件

一橋大学の都留重人教授が「アメリカの上院司法委員会国内治安小委員会より召喚状を受け、同教授が一九四二年「ハーバード」大学から引揚げた際下宿に残した書簡等に関連して陳述、証言をしたことについて政府より状況を聴取質疑を行った。

委員会四月四日、九日

(10) 愛媛県における勤務評定に伴う懲戒処分に関する件

愛媛県周桑郡において、勤務評定の問題をめぐって、同郡校長三十四名が減俸の処分を受け、なおこれに関連して同郡の教職員が昨年四月からの昇給を停止されたことについて、政府に対し質疑を行った。又証人を喚問して実情を聴取し、目的の質疑を行った。

委員会四月九日、十八日、二十六日

(証人の氏名は審議経過日程中に記載した)

(11) 羽田飛行場周辺の学校における騒音防止に関する件

羽田飛行場周辺における九つの学校が飛行機の騒音により教育に支障を来しているとの請願があり委員会として現地調査を行い又政府に対して質疑を行った。その結果大森第一中学校、大森第五小学校は特損法の規定に該当、早急に防音措置を行うことになった。

委員会四月十一日、二十五日

(12) 大分県及び佐賀県における教職員の人事行政に関する件

大分県は自主再建団体、佐賀県は再建団体として財政再建計画により教員定数が縮小された。これに伴い大分県では地公法第二十八条による強制退職者が十三名に及び、新学期の始業式が一週間も遅れて混乱した。又佐賀県は教員の三、三割の賜暇戦術による抗議集会が問題となり地公法第二十八条によって十一名の教職員が停職処分されその後警察権が発動して佐教組幹部を逮捕した事件であり、委員会として政府より経過と現状を聴取し質疑を行った。なお、参考人招致、委員の現地派遣等について懇談したが、各派の意見がまとまらなかった。

委員会四月二十二日、二十五日、五月六日、七日

(13) 本邦に帰還した後教育職員となった者の退職手当に関する件

本件に関しては委員会として次の決議を行い、政府に対して措置を要望した。

従来、外地官署所属職員又は外国政府職員として本邦以外の地にあつた者が、本邦に帰還した場合は、帰還後九十日以内に就職しなければ、その者の公務員と

しての身分が継続しないことになっている。

しかるに、外地からの帰還に際しては、種々の制約と困難が伴い、かつ帰還後も、交通の不便、住宅の払底など当時の社会的諸条件に左右されて、必ずしも意のままとならず、右の期間内に就職できなかった者が相当数に上っており、特に現職の教職員については、学年又は学期の都合によりその例を多く見るのである。近時、これらの人々は漸時退職すべき時期年令に到達しつつあるが、公務員としての身分が前後中絶しているために、その退職手当の算定の基礎となるべき勤続期間の計算上著しい不利を招く結果となり、延いては人事交流新陳代謝の円滑な実施を阻害している現状にある。

政府は、これらの点に留意して十分な検討を加え、速やかにこれが是正措置を講ずべきである。

右決議する。

委員会五月十三日

(4) 教科書検定に関する件

第二十四回国会で廃案になった「教科書法案」の内容に盛り込まれた分科審議会の委員、専任調査官、調査員の増員等の検定制度の強化を行政措置で行っていること。

調査官の採用方針、不採択教科書についてその理由の明示をどの程度に行っているか等について質疑を行った。

委員会五月十三日、十四日、十五日

(5) 学生の健康保険制度に関する件

本件に関しては委員会において提案があり、次の決議を行い、政府に対して措置を要望した。

心身ともに健康な国民に育成することは、教育基本法に定めるところであるが、学生の修学上の障害は経済的困窮と疾病とが最大の原因となっている。

しかも、これらの学生の約半数は既存の社会保険制度を利用できない状態であり、その対策は極めて緊急を要する。

この際、政府は、全大学生を対象として保険給付を行う学生の健康保険制度を設けるよう速やかに適切な措置を講ずべきである。

委員会五月十五日

① 児童生徒の災害補償に関する件

「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案」を全会一致をもって委員会提案と決定した際、この法案に関連がある児童生徒の災害、補償に関する法律案が衆議院で継続案件として審査されているので、この際委員会の意志表明を行うことが適切であるとして次の決議がなされた。

近時、義務教育諸学校の児童、生徒が、修学旅行、遠足、或いは学校給食等、学校管理下の教育活動において、種々の災害を被っていることは、まことに遺憾

に堪えない。しかも、これらの災害の対応措置が、すべて父兄の犠牲と負担において行われていることは、義務教育の趣旨からも絶対に見のがし得ないことである。

国は、このような災害から、児童、生徒を守るとともに、不幸にして災害を受けた場合は公正な補償を行うよう速やかに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

委員会五月十四日

(二) 委員派遣並びに現地視察

(A) 委員派遣

◎ (1) 派遣地

1. 島根、鳥取

ロ、千葉、茨城、福島

八、新潟、群馬

(2) 調査項目

- イ、新教育委員会の運営の実態
 - ロ、地方教育職員の昇給昇格の実施状況
 - ハ、定時刻、特殊、へき地教育の実態
 - ニ、短期大学、公立大学の実態
 - ホ、文化財保護、保存の状況 等
- (3) 派遣月日
- 昭和三十一年十二月十四日（十九日（閉会中））
- (4) 派遣委員の報告
- 昭和三十三年二月七日の委員会

◎ (1) 派遣地

- イ、愛媛、大分
 - ロ、山梨、静岡、愛知、神奈川
- (2) 調査項目

- イ、新教育委員会の運営の実態
 - ロ、地方教職員の昇給、昇格
 - ハ、教育財政の現状 等
- (3) 派遣月日

昭和三十三年二月十日（十六日）

(4) 派遣委員の報告 二月二十六日の委員会

◎ 委員派遣による調査の結果明らかとなった問題点

- (1) 教育委員会について
- イ、人事に関する任免権と内申権の関係

- ロ、委員会の予算執行権の問題
 - ハ、委員の報酬、教育長の給与の問題
 - ニ、指導主事充実の問題
 - ホ、 Γ 学校安全会の問題
- (2) 地方教育財政について
- イ、地方交付税の単位費用増額の問題
 - ロ、教員定数の基準と学級編成基準の問題
 - ハ、吸収合併市町村の地域給差の問題
 - ニ、合併町村の施設補助の問題
 - ホ、校地買収費の財源問題
 - ヘ、危険校舎の問題
 - ト、P、T、A経費の依存解消の問題
- (3) 教員の昇給、昇格について

- イ、一律昇給の問題
 - ロ、勤務評定の問題
 - ハ、延伸措置の問題
- (4) ハ、ヒ地教育について
- イ、ハ、ヒ地指定基準確立に関する問題
 - ロ、ハ、ヒ地手当の問題
 - ハ、単級・複式手当の問題
 - ニ、単級複式学校における教科書指導書の問題
- (5) 定時制高等学校について
- イ、教員給与四割補助実現の問題（補助法の復活）
 - ロ、分校統廃合の問題
 - ハ、全日制高校との人事交流の問題
 - ニ、夜間給食における炊事婦の人件費国庫補助の問題

ホ、実習助手の問題

(6) 盲学校、ろう学校について

イ、就学奨励費増額の問題

ロ、高等部の就学奨励費も小・中学部並に増額する問題

ハ、寮母・事務職員に超過勤務手当を支給する問題

ニ、寮母を恩給の受給対象とする問題

ホ、産振法を適用する問題

(7) 大学について

イ、大学設置の問題（設置基準のあり方等）

ロ、研究費の問題（大学財政のあり方）

ハ、施設、設備の充実と地元負担との関係

ニ、公立大学の国立移管に伴う運営上の問題

ホ、公立大学に対する国庫補助の問題

ヘ、大学格差の問題

ト、大学院大学の問題

チ、短期大学のあり方（女子短大と職業専門短大）

リ、学生定員減と教官減員の問題

ヌ、分校統合の問題

ル、入学試験と就職の問題（専門教育のあり方）

オ、学生寮の問題

ワ、科学研究費等補助金の配分の適正化

(B) 委員の現地視察

● 教育環境衛生に関する件

年月日 昭和三十三年二月二十二日

場所 鳩森小学校

● 羽田飛行場周辺の学校における騒音防止に関する件

年月日 昭和三十三年四月九日

場所 大森第五小学校

● 特殊教育の実情調査

年月日 昭和三十三年四月九日

場所 中延小学校（特殊学級）

● 盲ろう教育の実情調査

年月日 昭和三十三年四月十一日

場所 大塚ろう学校、文京盲学校

五、文教委員会付託の請願

五、文教委員会付託請願（請願は審査に至らなかつた）

(一) 一般の教育予算関係（八件）

- イ、義務教育費全額国庫負担に関する請願（六件）
- ロ、教育財政確立に関する請願
- ハ、昭和三十二年度文教予算増額に関する請願

(二) 教育施設関係（九件）

- イ、公立文教施設費国庫補助に関する請願
- ロ、校舎建築資材の暴騰対策に関する請願
- ハ、中学校屋内運動場建設費国庫補助増額に関する請願
- ニ、一般地帯の中学校雨天体操場建設費国庫補助に関する請願
- ホ、学校建設等の公共事業補助金単価増額に関する請願

- へ、東京都大森羽田地区所在小中学校の防音設備に関する請願
- ト 香川県坂出市立林田中学校体育館建設に関する請願
- チ 学校統合整備費国庫補助制度の法制下に関する請願（二件）

(三) 学校給食関係（二件）

- イ、学校給食法に基く費用を全額国庫負担とする等の請願
- ロ、学校給食法の一部改正等に関する請願

(四) へ、さ、地教育関係（四件）

- イ、へ、さ、地教育振興に関する請願（二件）
- ロ、へ、さ、地教育振興法の一部改正に関する請願
- ハ、雪害地のへ、さ、地教育振興等に関する請願

(五) 特殊教育関係（一、二件）

- イ、特殊教育振興促進に関する請願（一、一件）
- ロ、山形県国立庄内療養所に結核児童養護教室設置の請願

(六) 定時制教育関係（一、二件）

- イ、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願（一、一件）
- ロ、高等学校定時制教育予算に関する請願

(七) 其の他の初、中教育関係（六件）

- イ、学校保健法制定促進に関する請願
- ロ、児童、生徒の災害保障の立法化促進に関する請願
- ハ、社会科教科書の検定に関する請願
- ニ、学校図書館法の一部改正に関する請願
- ホ、学校教育課目の補正に関する請願
- へ、学級児童数の適正化に関する請願

(八) 大学関係（六件）

- イ、昭和三十二年度大学院育英関係予算増額に関する請願（四件）
- ロ、九州大学がん研究所設立に関する請願

八、山形大学農学部に農学工学科設置の請願

(九) 其の他 (三九件)

イ、建国記念日制定に関する請願 (二七件)

ロ、建国記念日制定に関する請願 (二月四日をちよう国節とする)

ハ、国土の日制定に関する請願

ニ、愛知県下大地震による犠牲動員学徒の英魂奉斎顕彰等に関する請願 (五件)

ホ、学校医の身分保障に関する請願

ヘ、熊本城保存工事予算増額に関する請願

ト、神奈川県横須賀市追浜所在官修墳墓の祭し等復活に関する請願

テ、香川県元栗島商船学校復活に関する請願

リ、宗第二十四号内務文務次官通達に関する請願

合計 九八件

六、文教委員会活動状況集計

六、委員会活動状況集計

- (一) 委員会等の開催回数
 - (1) 委員会 三〇回
 - (2) 理事会 一三回
 - (3) 内閣地方行政委員会との連合審査 一回
- (二) 付託法律案件数
 - (1) 成立した法案 一五件
 - (2) 審議未了となった法案 七件
 - 計 二二件
- (三) 決議等
 - (1) 附帯決議 八件

(2) 其の他の決議 四件
(3) 要望書 一件

